### 日本の法令LOD



(西野文人、森川裕章)

## 概要

- 目的:日本の法令の検索・閲覧・分析
- 元データ:総務省「法制執務業務支援システム」(通称

「e-LAWS」): https://elaws.e-gov.go.jp/



- 内容:
  - 法令参照、用語定義等の法令文解析に基づくRDF
  - 法令概要把握のための縮退表示用HTML

# ダッシュボード公開

### http://lod4all.net

### OD4ALL

### 日本の法令LODダッシュボード

検索したいキーワードまたは表示したいURIを入力してください

検索

◎URI検索 ◎完全一致検索 ®部分一致検索

### 説明

本ダッシュポードは、日本の法令LODを可視化したダッシュポードになります。日本の法令LODについては、こちらを参照ください。

### 入力例

- http://lod4all.net/law/resource/332AC0000000026 (租税特別措置法)
- http://lod4all.net/law/resource/340AC0000000033 (所得稅法)
- http://lod4all.net/law/resource/325AC0000000073 (相続税法)
- http://lod4all.net/law/resource/345AC0000000048 (著作権法)
   http://lod4all.net/law/resource/335AC0000000105 (道路交通法)
- http://lod4all.net/law/resource/428AC1000000103 (官民データ活用推進基本法)
- http://lod4all.net/law/resource/428CO0000000376 (官民データ活用推進戦略会議令)
- http://lod4all.net/law/resource/内国法人 (内国法人)
- http://lod4all.net/law/resource/官民データ (官民データ)

アプリケーション選択に戻る

# 法令画面(1/2)

### 租税特別措置法

ピックアップ

URI: http://lod4all.net/law/resource/332AC0000000026 RDF表示

基本情報

DBpediaから の情報

目次

本法、施行 施行規則



	法令目次	⊕ 🖯
条	caption	
1	應旨	
1	應旨	
2	用語の意義	
2	用語の意義	
2-2	法人課税信託の受託者等に関するこの法律の適用	
2-2	法人課税信託の受託者等に関するこの法律の適用	
3	利子所得の分離課税等	
3	利子所得の分離課税等	
3-2	利子所得等に係る支払調書の特例	
3-2	利子所得等に係る支払調書の特例	
3-3	国外で発行された公社債等の利子所得の分離課税等	
3-3	国外で発行された公社債等の利子所得の分離課税等	
3-4	障害者等の少額預金の利子所得等の非課税に係る限度額の特例	

3-4	障害者等の少額	預金の利子所得等の非課税に係る限度額の特例	
	本法	、施行令、施行規則	<b>+</b> -
租税特別措置法		昭和三十二年法律第二十六号	
租税特別措置法施行令		昭和三十二年政令第四十三号	
租税特別措置法施行	行規則	昭和三十二年大蔵省令第十五号	
租税特別措置法施行	<b>行規則</b>	昭和三十二年大蔵省令第十五号	
		改正法令	<b>.</b>



地方自治法 年 昭 政治資金規正法 和 23 海上運送法 24



Other

この法令で定 義されている 定義語

この法令を参 照している法

参照元法令 (頻度順)

# 法令画面(2/2)

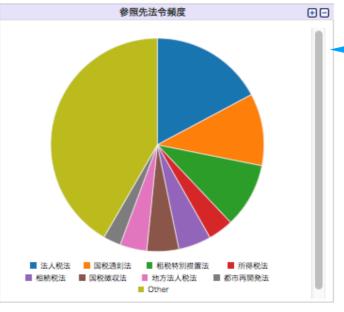
この法令を改 正している法 令

この法令に よって改正さ れている法令



*	被改正法令		
昭和二十五年法律第百十号	資產再評価法	昭和25年	
昭和二十七年法律第五号	企業合理化促進法	昭和27年	
昭和二十五年法律第二百二十六号	地方税法	昭和25年	





この法令が参 照している法 令一覧

参照先法令 (頻度順)

# 法令内容

第七十条の四

この条の概要

目次

原文

### 租税特別措置法第七十条の四

URI: http://lod4all.net/law/resource/332AC0000000026\_70-4 RDF表示

アプリケーション定義: lawKGFrontend

ページ定義: Clause ピックアップ

### 法令条項号の情報 ガジェット定義: ClauseInfo 租税特別措置法 70-4 項 묵 農地等を贈与した場合の贈与税の納税猶予及び免除 Caption

法令目次

		W I HA	00
	ガジェット定義: Li 起点探索条件定義:		
	条	caption	
	1	趣旨	
	2	用語の意義	
	2-2	法人課税信託の受託者等に関するこの法律の適用	
	3	利子所得の分離課税等	
•	3-2	利子所得等に係る支払調書の特例	
	3-3	国外で発行された公社債等の利子所得の分離課税等	
	3-4	障害者等の少額預金の利子所得等の非課税に係る限度 の特例	額
	4	障害者等の少額公債の利子の非課税	
	4-2	勤労者財産形成住宅貯蓄の利子所得等の非課税	

### 法令条項号の本文

ガジェット定義: ClauseSentences

1 1 当該贈与により取得したこの項本文の規定の適用を受ける農地等 の譲渡、贈与若しくは転用(採草放牧地の農地への転用、準農地 の採草放牧地又は農地への転用その他政令で定める転用を除 く。)をし、当該農地等につき地上権、永小作権、使用貸借によ る権利若しくは賃借権の設定 (当該農地等につき民法第二百六十 九条の二第一項の地上権の設定があつた場合において当該受贈者 が当該農地等を耕作(農地法第四十三条第一項の規定により耕作 に該当するものとみなされる農作物の栽培を含む。次項第一号を 除き、以下この条において同じ。)又は養畜の用に供していると きにおける当該設定を除く。)をし、若しくは当該農地等につき 耕作の放棄(農地について農地法第三十六条第一項の規定による

### HTML構造表示 ガジェット定義: StructuredHtml

(農地等を贈与した場合の贈与税の納税猶予及び免除) 第七十条の四

主要件

主語 「贈与者」が、

<u>「準農地」のうち政令で定める</u>部分を当該<u>贈与者</u>の推定相続人で<u>政令で定める</u>者の

うちの一人の者に贈与した場合▶には、

**範囲限定 「贈与税の申告書」の提出により納付すべき贈与税の額のうち、** 

**適用範囲 「納税猶予分の贈与税額」**に相当する贈与税については、

前囲限定 当該年分の贈与税の申告書の提出期限までに当該納税猶予分の贈与税額に相当

する担保を提供した場合に限り、

| 交通整理 | 同法第三十三条の規定にかかわらず、

期限 当該贈与者の死亡の日まで、

述部 その納税を猶予する。

### ただし書

ただしただし、

主語 当該受贈者が、

■述部 同日前において第一号から第三号までに掲げる場合のいずれかに該当することとな

つた場合にはこれらの号に定める日から二月を経過する日▶まで、▶それぞれ当該納税を猶 予する。

### 主要件

**=** 

主語 「譲渡等」があつた当該農地等に係る土地の面積 ♪が、

場合分け 当該受贈者のその時の直前におけるこの項本文の規定の適用を受ける農地等に

係る耕作▶に供する土地▶の面積▶の百分の二十を超えるとき

体言 その事実が生じた日

場合分け 当該贈与により取得した農地等に係る農業経営を廃止した場合

体言 その廃止の日

場合分け 当該贈与者の推定相続人に該当しないこととなつた場合

体言 その該当しないこととなつた日

状況開定 当該受贈者がこの項の規定の適用を受けることをやめようとする場合におい

概要を把握す るための 縮退表示

## 縮退処理

原文

第七十条の四 農業を営む個人で政令で定める者(以下第七十条の五までにおいて「贈与者」という。)が、その農業の用に供している農地(特定市街化区域農地等に該当するもの及び利用意向調査(<u>農地法第三十二条第一項</u>又は<u>第三十三条第一項</u>の規定による<u>同法第三十二条第一項</u>に規定する利用意向調査をいう。第一号において同じ。)に係るもののうち政令で定めるものを除く。次項を除き、以下第七十条の五までにおいて同じ。)の全部及び当該用に供している採草放牧地(特定市街化区域農地等に該当するものを除く。同項を除き、以下第七十条の五までにおいて同じ。)のうち政令で定める部分並びに当該農地及び採草放牧地とともに<u>農業振興地域の整備に関する法律第八条第二項第一号</u>に規定する農用地区域として定められている区域内にある土地で農地又は採草放牧地に準ずるものとして政令で定めるもの(以下この条において「準農地」という。)のうち政令で定める部分を当該贈与者の推定相続人で政令で定める者のうちの一人の者に贈与した場合(当該贈与者が既にこの条の規定その他これに類するものとして政令で定める規定の適用に係る贈与をしている場合を除く。)には、当該農地及び採草放牧地並びに準農地(以下第七十条の五までにおいて「農地等」という。)の贈与を受けた者(次条第九項各号を除き、以下第七十条の五までにおいて「受贈者」という。)の当該贈与の日の属する年分の相続税法第二十八条第一項の規定による期限内申告書(以下この条において「贈与税の申告書」という。)の提出により納付すべき贈与税の額のうち、当該農地等の価額に対応する部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額(以下この条において「納税猶予分の贈与税額」という。)に相当する贈与税については、当該を力の贈与税の申告書の提出期限までに当該納税猶予分の贈与税額に相当する担保を提供した場合に限り、同法第三十三条の規定にかかわらず、当該贈与者の死亡の日まで、その納税を猶予する。ただし、当該受贈者が、同日前において第一号から第三号までに掲げる場合のいずれかに該当することとなった場合にはこれらの号に定める日から二月を経過する日(その該当することとなつた後同日以前に当該受贈者が死亡した場合には、当該受贈者の死亡の日前において第四号に掲げる場合に該当することとなった場合には同号に定める日まで、それぞれ当該納税を猶予する。

縮退表示

主要作
主題 「贈与者」が、
効果規定
主題 「準農地」のうち政令で定める部分を当該贈与者の推定相続人で政令で定める者のうちの一人の者に贈与した場合 》には、
範囲限定 「贈与税の申告書」の提出により納付すべき贈与税の額のうち、
適用範囲 「納税猶予分の贈与税額」に相当する贈与税については、
範囲限定 当該年分の贈与税の申告書の提出期限までに当該納税猶予分の贈与税額に相当する担保を提供した場合に限り、
交通整理 同法第三十三条の規定にかかわらず、
知服 当該贈与者の死亡の日まで、
述都 その納税を猶予する。

★部 同日前において第一号から第三号までに掲げる場合のいずれかに該当することとなった場合にはこれらの号に定める日から二月を経過する日 まで、 それぞれ当該納税を猶

ただし書

予する。

 ただし

 主語
 当該受贈者が、

- 複数列挙を代表例で示す
- 定義規定を定義語で示す
- 括弧書きの省略
- 構造単位での表示
- 法令参照リンク
- 改め文の認識 など

### 縮退表示

構造 タグ

定義語 による 縮退

列挙表示 や括弧の 縮退 1

主要件

主語「贈与者」が、

**~**規定

<u>主題 「準農地」</u>のうち<u>政令で定める</u>部分を当該<u>贈与者</u>の推定相続人で<u>政令で定める</u>者の

うちの一人の者に贈与した場合▶には、

<u>範囲限定 「贈与程の申告書」</u>の提出により納付すべき贈与税の額のうち、

\*\*\*\*\*<u> 「納税猶予分の贈与税額」</u>に相当する贈与税については、

範囲限定 当該年分の<u>贈与税の申告書</u>の提出期限までに当該<u>納税猶予分の贈与税額</u>に<del>相当</del>

る担保を提供した場合に限り、

交通整理 同法第三十三条の規定にかかわらず、

期限 当該贈与者の死亡の日まで、

述部 その納税を猶予する。

ただし書

ただし、ただし、

主語 当該受贈者が、

述部 同日前において<u>第一号</u>から<u>第三号</u>までに掲げる場合のいずれかに該当することとな

つた場合にはこれらの号に定める日から二月を経過する日 ▶まで、 ▶それぞれ当該納税を猶 予する。 委任先へ のリンク

用語定義 へのリン *ク* 

法令への リンク (色は法 令に特 有)

## 縮退の解除

1

### 主要件

主語 農業を営む個人で<u>政令で定める</u>者(以下<u>第七十条の五</u>までにおいて<u>「贈与者」</u>という。)が、

### 効果規定

主題 <u>「準農地」</u>のうち<u>政令で定める</u>部分を当該<u>贈与者</u>の推定相続人で<u>政令で定める</u>者の

うちの一人の者に贈与した場合▼(当該<u>贈与者</u>が既に<u>この条</u>の規定その他これに類するもの一として政令で定める規定の適用に係る贈与をしている場合を除く。)には、

範囲限定 「<u>受贈者」</u>の当該贈与の日の属する年分の<u>相続税法第二十八条第一項</u>の規定によ

る<u>期限内申告書</u>(以下<u>この条</u>において<u>「贈与税の申告書」</u>という。)の提出により納付すべき贈与税の額のうち、

適用範囲 「<u>納税猶予分の贈与税額</u>」に相当する贈与税については、

第四限定 当該年分の<u>贈与税の申告書</u>の提出期限までに当該<u>納税猶予分の贈与税額</u>に相当す

る担保を提供した場合に限り、

交通整理 同法第三十三条の規定にかかわらず、

期限 当該贈与者の死亡の日まで、

述部 その納税を猶予する。

括弧書き 縮退の解 除

> 法令ごと の色

定義語縮退 の解除

### 航空機

URI: http://lod4all.net/law/resource/航空機 RDF表示

表示ページ: 定義語

ピックアップ

法令による 定義

			定義語	•-
-	海洋汚染等 及び海上災 害の防止に 関する法律	3	航空機 航空法 (昭和二十七年法律第二百三十一号) 第二条第一項に規定する航空機をいう。	
	航空機燃料 税法	2	航空機 人が乗つて航空の用に供することができる飛行機、回転翼航空機及び飛 行船その他政令で定める航空の用に供することができる機器をいう。	
	組織的な犯 罪の処罰及 び犯罪収益 の規制等に 関する法律	28	航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号)の規定により登録を受けた飛行機若 しくは回転翼航空機(第三十五条第一項において単に「航空機」という。)	
	移動等円滑 化のため密 施設又の構造 及びは基準 を定めるる	1	航空機 航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号)による本邦航空運送事業者が旅客の運送を行うためその事業の用に供する航空機をいう。	

	<b>+</b> =	
DBpedia	http://ja.dbpedia.org/resource/航空機	
概要	航空機(こうくうき、aircraft)は、大気中を飛行する機械の総称である。	

	単語の使用情報	⊕ 🗇
使用法令名称	キャプション	その 条に け 重度
租税特別措置法	特定離島路線航空機に積み込まれる航空機燃料に係る 航空機燃料税の税率の特例	488
租税特別措置法	沖縄路線航空機に積み込まれる航空機燃料に係る航空 機燃料税の税率の特例	299.8
航空法施行規則	飛行場灯火の設置基準	194
航空法施行規則	救急用具	151.4
航空法施行規則	運航規程及び整備規程	110.9
沖縄の復帰に伴う国税関係法令の適 用の特別措置等に関する政令	航空機燃料税の免除等	107.9
出入国管理及び難民認定法施行規則	報告の義務	75
国土交通省組織規則	航空事業安全監査室及び乗員政策室並びに運航基準高	73.4

DBpedia による概 要

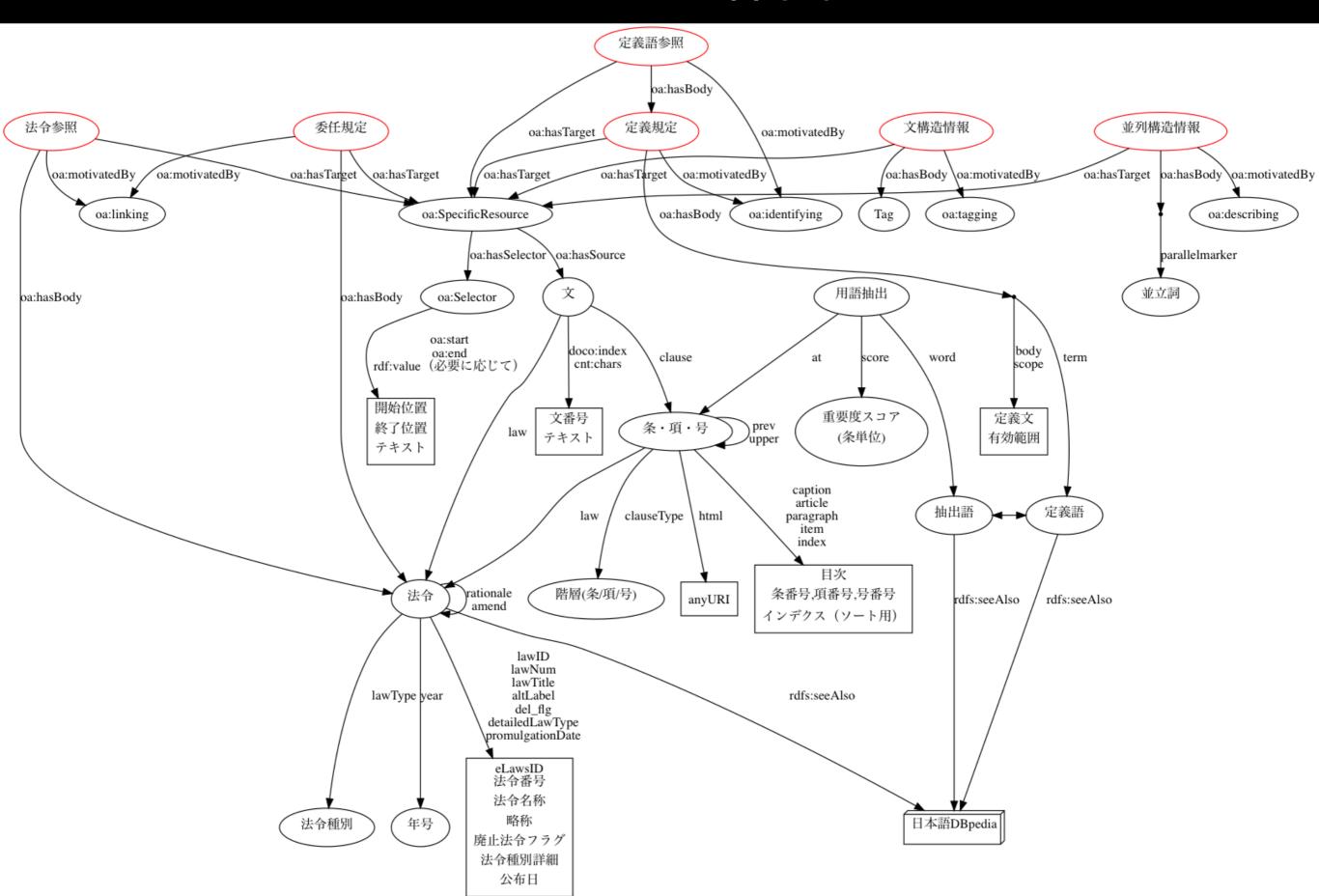
この語が使わ れている法令

### VoIDサマリー

• 2019.11.29現在

項目	数
全トリプル数	157,962,370
全エンティティ数	29,304,201
全クラス数	29
全述語数	81
全主語ノード数	41,942,882
全目的語ノード数	27,880,922
外部リンク数(ja.dbpedia)	25,605

### クラス間関係図



### まとめ

- •日本の法令LOD、是非ご活用ください
- https://github.com/lod4all/e-laws-lod
  - 法令文解析には多くの誤りがある
  - 法令そのものの扱いも、わかっていないことが多い
  - ご意見・ご提案等を歓迎します